

入学に関する諸連絡



目 次

I.	奨学金について	1
II.	学生教育研究災害傷害保険について	4
III.	兄弟姉妹・子に対する給費奨学生制度について	5
IV.	通学方法について	6
V.	アパートについて	6
VI.	住宅補助制度について（遠隔地からの入学者対象）	6
VII.	学生寮（男子）について	7
VIII.	入学前の既修得単位の認定について	7
IX.	後援会会則	8
X.	給費型奨学生要綱	12
XI.	卒業生及び在校生の兄弟姉妹・子に対する給費型奨学生要綱	15
	学籍簿記入上の注意	17
	学籍簿の記入例	18

I. 奨学金について

経済的理由により就学が困難な学生や、学業成績が優秀な学生を対象に、本学では以下の奨学金を取り扱っています。奨学金の新規申し込み手続きにつきましては、入学後、学内の掲示板や、ポータルサイトにてお知らせしますので、必ず掲示板や、ポータルサイトを確認し、応募の機会を失わないようにしてください。

なお、日本学生支援機構 予約採用の方は入学式当日に「採用候補者決定通知」を回収いたします。必ずご提出ください。

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）について

本学は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）の対象校として認定されています。これにより、高等教育の修学支援新制度における予約採用の候補者に決定された方は、本学の授業料・入学金の減免措置や下記1の給付型奨学金の支給が行われます。

高等教育の修学支援新制度に採用となった場合、年間で複数回適格認定が実施されます。成績や家計状況によっては、支援が打ち切りとなったり、支援額の変更が行われたりする可能性があります。

令和7年度から、修学支援新制度の拡充により、多子世帯に属している学生等は所得制限なく授業料等減免を受けられるようになりました。これに伴い、給付奨学金の支援の区分も変更されています。

1. 独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金 (Web サイト <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>)

経済・社会情勢等を踏まえ、経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の「貸与」または「給付」をする制度です。

【給付奨学金】 <2026年度進学予定者>

■申込資格・選考基準 抜粋

次の(1)(2)を満たすこと

(1) 学力基準

以下の1.2.3.のいずれかに該当する必要があります。

1.高等学校等における全履修科目的評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること（※1）

2.高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

3.将来、社会で自立し活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること（※2）

※1 専修学校の高等課程の生徒等は、これに準ずる学修成績となります。

※2 学修意欲等の確認は、高等学校等において面談の実施又はレポートの提出等により行います。なお、大学進学後に新規申し込みを行う場合は、大学にて学修意欲を書面等で確認します。

(2) 家計基準（収入基準・資産基準）

学生本人と生計維持者が、次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。

ア. 収入基準 ※

【第I区分】学生本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）

【第II区分】学生本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること

【第III区分】学生本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が25,600円以上51,300円未満であること

【第IV区分】学生本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が51,300円以上154,500円未満であること

※1 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合あり

※2 支給額算定基準額=課税標準額×6%-(調整控除額+調整額)(100円未満切り捨て)

収入基準に関しては下記のJASSOホームページをご参照ください。

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html>)

イ. 資産基準

学生本人と生計維持者（2人）の資産額（※）の合計が5,000万円未満であること。

※ 資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等）、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産・貯蓄型の生命保険や学資保険は含みません。

【第IV区分の支援について】

世帯の所得金額に基づく区分が第IV区分となった場合には、学生の状況によって、以下のように支援内容が変わります。

（1）学生本人が多子世帯に属している場合

給付奨学金として、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる金額（月額）が支給されます。また、学校に授業料等減免を申請した場合には、第I区分と同額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

（2）学生本人が多子世帯に属しておらず、私立学校の理工農系の学科等に在籍している場合

給付奨学金の支給額は0円となります。学校に授業料等減免を申請した場合には、授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページに公開されており、本学の全学部学科が対象機関として公表されています。

対象学科のリスト URL (https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm)

（3）上記（1）・（2）いずれにもあてはまらない場合

給付奨学金を受けることはできず、授業料等減免の認定も受けることができません。

■支給額（私立大学）※第IV区分は多子世帯該当者のみ支給

○自宅通学者 第I区分－38,300円 第II区分－25,600円 第III区分－12,800円 第IV区分－9,600円

○自宅外通学者 第I区分－75,800円 第II区分－50,600円 第III区分－25,300円 第IV区分－19,000円

■「進学資金シミュレーター」について

JASSOホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」（右のQR）より、当制度の対象になりうるかを大まかに確認することができますので、是非ご利用ください。



シミュレーターURL（<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>）

【シミュレーション手順】

シミュレーションする ⇒ 奨学金選択シミュレーション ⇒ チェックボックスにレ点
⇒ 給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）で試算ください。

詳細はWebサイトでご確認ください（<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>）

【貸与奨学金】 <2026年度 通常の場合>

奨学金の種類	貸与月額		貸与 利率	募集 時期	貸与 始期	貸与 終期	学力基準	
第一種奨学金 (無利息)	自宅 通 学 者	54,000円	無利息	春季 及び 秋季	(春)4月 (秋)10月	最短の 修業年限 (4年)の 終期まで	高校等の1~3年次の 成績の平均が5段階評 価で3.5以上または 同等の者 ※在学中の成績が半期して いる場合は上記に加え、その 成績が本人の属する学部(科) の上位1/3以内であること。	
		40,000円						
		30,000円						
		20,000円						
	自宅 外 通 学 者	64,000円						
		50,000円						
		40,000円						
		30,000円						
		20,000円						
第二種奨学金 (利息付)	申込時に 2~12万円の間で 選択 (1万円刻み)		年3%を 上限として 変動		(春)4月~9月 (秋)10月~3月 の間で希望月を 選択		学修に意欲があり、 学業を確実に修了で きる見込みがあると 認められる者など	

- ・上記の貸与奨学金のうち第一種奨学金と前述の給付奨学金を併せて受ける場合、給付奨学金において適用される支援区分（第I区分～第IV区分）によって、貸与月額が自動的に増減額される可能性があります。
- ・募集時期は原則年2回春季及び秋季のみです。ご注意ください。
- ・給付奨学金、貸与奨学金を予約採用されている方も入学後の手続が必要になります。

***年度の途中に経済状況が急変し就学資金調達が困難になった場合 (年度途中での応募可能)**

生計維持者（親等）が失職・破産・事故・病気・死亡、または火災・風水害等により家計急変が生じ、緊急に奨学金が必要になった場合には、募集時期に申し込みをしていなかった学生でも申請が可能です（ただし、事由が発生したときから1年以内に申請が必要です）。

審査基準や貸与月額等は定期採用に準じますが、採用基準は若干緩和されます。年度途中で上記に該当する状況になつた場合は出来るだけ早く助言教員と学務課に申し出てください。

詳細はWebサイトでご確認ください (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/index.html>)

2. 民間団体の奨学金

学内で募集するものについては、その都度、在学生向けWEBポータルサイトや掲示などで周知しますので、希望者は応募してください。

-その他地方自治体の奨学金-

県や市町村の地方自治体やその他民間の育英団体の奨学金については、本人が直接募集要項を取り寄せて、申し込んでください。

-国の教育ローン・オリコのローン-

奨学金以外にも、日本政策金融公庫による国の教育ローンやオリコのローン等があります。

詳細は以下でご確認ください。

国の教育ローンWebサイト (<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>)

オリコのローン（合格通知に同封のチラシをご確認ください。）

II. 学生教育研究災害傷害保険について

本学は、教育研究活動中の不慮の災害事故補償のために財団法人日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険」制度の加入大学となっており、本学が保険料4,660円（4年間分）を代理徴収し、新入学生全員の加入手続を行います。詳しい内容は、入学式で約款を配布しますのでご確認ください。

1. 保険金の種類と保険金

(1) 「学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付帯）」

- ① 死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合

学生教育研究災害傷害保険				通学中等傷害危険担保特約	
正課中・学校行事中		学校施設内・学校施設外での課外活動(クラブ活動)		通学中・学校施設等相互間の移動中	
死亡保険金	後遺障害保険金	死亡保険金	後遺障害保険金	死亡保険金	後遺障害保険金
2,000万円	120～3,000万円	1,000万円	60～1,500万円	1,000万円	60～1,500万円

(2) 医療保険金（医師の治療を受けたとき）

	平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
			入院1日につき 4,000円
正課中・学校行事中（治療日数が1日から対象となります。）	1日～3日	3,000円	
通学中・学校施設等相互間の移動中（治療日数が4日以上の場合が対象となります。）	4日～6日	6,000円	
	7日～13日	15,000円	
上記以外の学校施設内・学校施設外での課外活動中（クラブ活動）（治療日数が14日以上の場合が対象となります。）	14日～29日	30,000円	(注)入院加算金は、医療保険金支払いの有無に関係なく、入院1日目から支払われます。
	30日～59日	50,000円	
	60日～89日	80,000円	
	90日～119日	110,000円	
	120日～149日	140,000円	
	150日～179日	170,000円	
	180日～269日	200,000円	
	270日～	300,000円	

(注1) 上記の保険は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。

(2) 「学生教育研究災害傷害保険付帯学生教育研究賠償責任保険」

担保範囲	対人・対物賠償
正課、学校行事、課外活動として行われる インターンシップ、介護体験、教育実習、 ボランティア活動およびその往復途中※	1事故1億円限度 (免責金額0円)

※大学から許可を得ていない交通手段で移動時に発生した事故の場合、保険金が支払われないことがあります。

2. 保険金が支払われる場合の概要（詳しくは約款によります。）

（1）「学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付帯）」

学生が、本学の教育研究活動中、または通学中の事故により学生の身体に傷害を被ったときに支払われる保険です。

① 正課中

講義、実験・実習、演習または実技による授業（以上を総称して以下「授業」といいます）を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私的生活にかかる場所において、これらに従事している間を除きます。

指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間、または授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

大学設置基準第28条および大学院設置基準第15条の規定に基づき、他の大学の正課を履修している間。

② 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③ ①②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設内にいる間。ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、山岳登はんやハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間を除きます。

⑤ 通学中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法により、住居と学校施設との間を往復する間。（※大学から許可を得ていない交通手段で移動時に発生した事故の場合、保険金が支払われないことがあります。）

⑥ 学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法により大学が教育研究のために所有、使用、または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

（2）「学生教育研究災害傷害保険付帯学生教育研究賠償責任保険」

国内において、学生が、正課、学校行事、課外活動として行われるインターンシップ、介護体験活動やボランティア活動及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を破損したりしたことにより被る法律上の損害賠償を補償する保険です。ただし、オートバイや自動車等の所有・使用・管理に起因する事故や自転車・バイク・自動車・動物・楽器・美術品・有価証券などの他これらに類する受託物の破損、紛失、盗難などは補償対象外です。

*ご不明な点は、本学学務課までお問い合わせください（電話 0538-45-0114）。

III. 兄弟姉妹・子に対する給費奨学生制度について

兄弟姉妹が本学に在籍、または卒業している場合や、卒業生の子が入学した際、経済的な負担を軽減することを目的とした奨学生制度があります。

入学後5月頃に申請手続きを行っていただきます。申請手続きについては4月末日頃に在学生向けWEBポータルサイトや掲示などでご連絡いたします。

制度の詳細については、後掲「XI. 静岡理工科大学卒業生及び在校生の兄弟姉妹・子に対する給費型奨学生要綱」を参照ください。

IV. 通学方法について

1年生の通学方法は、以下の通りといたします。

①スクールバス（愛野駅南口バス乗り場～本学 バス乗車時間6分程度）

授業実施日には、JR愛野駅南口と本学の間で1日60便超の無料スクールバスを運行しています。

また、学生の他、保護者・同窓生・教職員が無料でご利用いただけます。バスの時刻表は本学HPより確認ください。

②オートバイ（原付含む）

本学及び愛野駅南口に無料駐輪場があります。

希望する学生は入学後、学務課に届出を行ってください。届出を行っていない場合、学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付帯）は適用できないことがあります。

③自転車

本学及び愛野駅南口に無料駐輪場があります。

2019年4月1日より施行された「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に伴い、2019年10月1日より自転車保険の加入が義務化されました。

つきましては、本学へ自転車を利用して通学される場合をはじめ、自転車を利用される場合には自転車保険へご加入いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

④徒歩（愛野駅南口～本学 30分程度）

なお、本学では**安全上の理由から1年生には四輪乗用車での通学を許可しておりません。**

本学構内には学生用として約150台分の駐車場（有料）を用意していますが、2年生以上で所定の期間中に必要な手続きを行った学生に限り、四輪乗用車での通学を許可しています。

V. アパートについて

本学学生の約2割がアパート等で生活しており、そのほとんどがJR袋井駅北側から大学周辺とJR愛野駅周辺に居住しています。家賃相場は、家賃+共益費（または管理費）で、JR袋井駅周辺が3万円前後、JR愛野駅周辺が4万円前後です。

本学では、アパートの斡旋は行っておりませんので、アパートに入居をご希望の方は、お手数ですが近隣の不動産会社へ直接お問い合わせください。

なお、現在アパートに居住している学生の多くは、下記の不動産会社を利用しています。

・「木下事務所」

連絡先： 電話 0538-44-2305

住 所： 静岡県袋井市新屋4丁目3-12



VI. 住宅補助制度について（遠隔地からの入学者対象）

*遠隔地からの入学者に住宅補助制度があります。

静岡県外※及び県内遠隔地（富士川以東）に実家があり、自宅外で一人暮らしをする入学者を対象に、1ヶ月あたり1万円の費用補助（最長2年間）をする制度です。定員制で、申請した方を選考（距離、申請時期、空き状況などを総合的に判断）のうえ採用します。

※2025年度入学者実績では愛知県蒲郡市以西、神奈川県以東、山梨県・長野県以北の方が採用されています。

この制度を希望される方は、別紙「入学手続要項」に記載の期日内に、本学学務課にお問い合わせください。

(電話) 0538-45-0114

VII. 学生寮（男子）について

N S K ワーナー株式会社（本社：袋井市愛野 2345 自動車用自動変速機部品製造業）と本学との産学連携により、
N S K ワーナー株式会社 高南寮（社員寮）を学生寮（男子寮）として利用できます。

（1）学生寮（N S K ワーナー株式会社 高南寮）の概要

- ・住所 〒437-0023 袋井市高尾 1448 （大学から西に約 3 km）
- ・RC 造 5 階建 築年月 1989 年 4 月
- ・共同設備 大浴場、食堂、台所、トイレ
- ・部屋 個室 6畳和室（エアコン付・押入れあり・バルコニーあり）
- ・駐車場（有料）、駐輪場（無料）あり
- ・管理人常駐

（2）費用等

・賃料	月額 22,000 円
・食事代	朝夕食事提供も可能（別途費用がかかります。）
・駐車場	3,300 円（利用を希望する場合）
・退去負担金（初回のみ）	70,000 円
・保証会社加入（初回のみ）	10,000 円
・仲介手数料（初回のみ）	駐車場無： 24,200 円 ・駐車場有： 27,500 円
・鍵交換代（初回のみ）	19,800 円 ※物価等の変動により、価格が変更される場合がございます。

（3）集団生活の規則が守れる者の入寮が望ましい。

下記条件を守れる者

- ・寮規則を守れる者
- ・学業に専念出来る者
- ・ゴミの分別を行なえること



物件詳細 HP

※本学で利用できる部屋数に限りがあります。

空室状況、入居等のお問い合わせにつきましては、下記管理会社へ直接お問い合わせください。

・株式会社アライブ中東遠支店

（電話）0538-36-8851 （定休日）水曜日、**指定木曜日**

VIII. 入学前の既修得単位の認定について

本学学則では、本学に入学する前に他大学（短期大学を含む）または大学以外の教育施設等で修得した単位等の認定について定めています。

高等学校卒業後、他大学（短期大学を含む）または大学以外の教育施設等に入学し、修得した単位等があれば、認定の申請を行なうことが可能です。ただし、願い出た単位が全て認定されるのではなく、その内容が本学の科目内容と照らし合わせて、認定に値すると認められた場合に限ります。認定された単位は、60 単位を限度として卒業に必要な単位数に算入することができます。

認定申請の手続きには、単位を修得した大学などの発行した成績証明書の他、科目の内容を記載した資料（シラバス等）が必要です。入学する前に用意しておき、入学後 1 週間以内に、学務課の窓口に出向いて申請の手続きを行ってください。
※申請を行う可能性がある場合は、下記事前相談期間中に必ず学務課（電話：0538-45-0114）まで一度ご連絡・ご相談ください。お早めにご連絡をいただければ幸いです。

事前相談期間：2026 年 3 月 27 日（金）まで

申請期間：2026 年 4 月 2 日（木）～4 月 9 日（木）

IX. 静岡理工科大学後援会会則

平成 3年 4月 1日 制定
平成 8年 4月 7日 改正
平成 21年 6月 27日 改正
平成 22年 10月 21日 改正
平成 24年 4月 3日 改正
平成 26年 4月 3日 改正
平成 27年 4月 3日 改正
令和 3年 4月 3日 改正

第1章 総 則

(設 置)

第1条 静岡理工科大学（以下「大学」という。）内に静岡理工科大学後援会（以下「本会」という。）を置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 本会は、学部学生及び大学院生（以下「学生」という。）の福利厚生、課外活動等に関する事業への援助及び学生にかかわる教育・研究活動を後援し、その成果の向上と大学の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生についての援助
- (2) 学生の課外活動等についての援助
- (3) 学生にかかわる教育活動の援助
- (4) 学生の就職開拓についての援助
- (5) 本会の目的達成に必要な基金の積立
- (6) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

2 これらの事業の運営については、大学と協議するものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第4条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 学生の父母又は保証人
- (2) 特別会員 本会の目的に賛同する卒業生及びその父母又は保証人
- (3) 賛助会員 前2号以外の者で、本会の目的に賛同した者

第4章 役 員

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2人
- (6) 顧問 若干名

(役員の選出)

第6条 役員の選出は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 会長及び副会長については、総会において選出する。ただし、会長は正会員とする。
- (2) 理事及び監事については、会長が委嘱し、総会において承認を得るものとする。
- (3) 顧問は、必要に応じ、会長が委嘱する。
- (4) 常務理事は、大学事務局長の職にある者がこれにあたる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統轄し、会議を招集してその議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時にその任務を代行する。
- (3) 常務理事は、事業を企画し、推進する。
- (4) 理事は、会務の運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第5章 会 議

(総 会)

第9条 総会の構成員は、正会員及び特別会員とする。

- 2 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 総会は、毎年4月に開催し、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 役員の選出
 - (2) 予算の決定
 - (3) 決算の承認
 - (4) 会則の改廃
- 4 総会の議決は、出席者の過半数による。
- 5 必要に応じ、臨時に総会を開催することができる。

第10条 緊急の場合であって総会を開催することが困難なときは、役員会の開催をもってこれに代えることができる。この場合には、その後に開催される最初の総会で承認を得なければならない。

(役 員 会)

第11条 本会に、役員会を置く。

- 2 役員会は、役員をもって組織し、会長が招集する。
- 3 役員会は、毎年4月に開催する。ただし、会長は、必要に応じて臨時役員会を招集することができる。
- 4 役員会は、役員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 会長及び副会長の選出に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項

(3) 本会の運営に関する事項

(4) 会則の改廃に関する事項

(5) その他重要事項

6 会議の議決は、出席者の過半数により、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第12条 総会及び役員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席役員のうち1名が署名押印の上、これを保存する。

第6章 会 計

(会 費)

第13条 会費は、次の各号に掲げる通りとする。

(1) 正会員 1年間の会費を15,750円とし、毎年度前期に納入するものとする。

(2) 特別会員 その額を15,750円とし、毎年度納入するものとする。

(3) 賛助会員 その額を一口15,750円以上とし、毎年度納入するものとする。

2 正会員の会費は、毎年4月1日に学生が在籍している者を納入の対象とする。ただし、同日において学生が休学している者はその対象としない。

3 納入された会費は、学生が年度の途中で学籍を失った場合、または、学生が休学した場合等、いかなることがあっても返金しない。

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入金をもって充てる。

(資 金)

第15条 年度の剰余金の一部は、基金に繰り入れることができる。

(業務の委嘱)

第16条 会長は、総会又は役員会で承認された業務の執行を常務理事に委嘱することができる。

2 常務理事は、庶務並びに会計処理を大学の教職員に委嘱することができる。

(会計業務の委嘱)

第17条 会長は、常務理事に会計業務の決裁を委嘱する。

2 決裁の委嘱範囲は、次の通りとする。

(1) 事業計画で承認された50万円未満の事業は、常務理事が予算執行の決裁を行い、その後速やかに会長に報告を行う。

(2) 事業計画で承認された50万円以上の事業は、会長の決裁を受けた後、予算執行を行う。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 雜 則

(事務処理)

第19条 本会は、次の名簿及び帳簿を作成する。

(1) 会員名簿

(2) 現金出納簿

(3) 記録簿

(4) 会費徴収簿

(事務室)

第20条 本会の事務室は、大学事務局内に置く。

(補 則)

第21条 この会則の実施に関し、必要な細目は別に定める。

附 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年4月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年6月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の会則第13条の規定は、平成28年度の入学生から適用し、平成27年度以前の入学生、平成28年度における2年次以上の編入生、平成29年度における3年次以上の編入生、並びに、平成30年度における4年次への編入生については、従前の規定によるものとし、再入学生についても同様とする。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の会則第13条の規定は、令和4年度以降の入学生に適用するものとし、次の各号に該当する学生に関する正会員については適用せず、従前の規定によるものとする。

- (1) 令和3年度以前の入学生並びに編入生
- (2) 令和4年度の2年次以上への編入生
- (3) 令和5年度の3年次以上への編入生
- (4) 令和6年度の4年次への編入生

3 前項により従前の規定が適用される正会員については、学生が退学又は除籍により学籍を失った場合は、正会員本人又は当該学生からの申請により、次の各号に基づく会費を返還する。

- (1) 学部学生が入学後1年以内に学籍を失った場合は、47,250円
- (2) 学部学生が入学後1年を超えて2年以内に学籍を失った場合は、31,500円
- (3) 学部学生が入学後2年を超えて3年以内に学籍を失った場合は、15,750円
- (4) 2年次編入学生が入学後1年以内に学籍を失った場合は、31,500円
- (5) 2年次編入学生が入学後1年を超えて2年以内に学籍を失った場合は、15,750円
- (6) 3年次編入学生が入学後1年以内に学籍を失った場合は、15,750円
- (7) 大学院生が入学後1年以内に学籍を失った場合は、15,750円

X. 静岡理工科大学給費型奨学生要綱

平成10年 2月10日 制定
平成12年 2月14日 改正
平成13年 6月27日 改正
平成14年 1月24日 改正
平成16年 8月18日 改正
平成18年 2月 9日 改正
平成21年11月18日 改正
平成25年 6月17日 改正
平成26年 6月12日 改正
平成27年 5月22日 改正
令和 元年 6月14日 改正
令和 元年11月14日 改正
令和 2年 5月26日 改正
令和 4年 7月15日 改正
令和 6年 3月18日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、給費型奨学生（以下「奨学生」という。）に関して必要な事項を定める。

(奨学生の区分)

第2条 奨学生の区分は、次の通りとする。

(1) 授業料100万円給費奨学生

一般入学者選抜、一般入学者選抜共通テストプラス及び大学入学共通テスト利用入学者選抜において、
授業料100万円給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

(2) 授業料50万円給費奨学生

専門高校・総合学科給費奨学生推薦入学者選抜、給費奨学生入学者選抜及び大学入学共通テスト利用入学者選抜において、
授業料50万円給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

(3) 入学金30万円給費奨学生

専門高校・総合学科給費奨学生推薦入学者選抜及び給費奨学生入学者選抜において、入学金相当額給費奨学生の権利
を得て、所定の手続きを行い入学した者

(4) 入学応援金10万円給費奨学生

大学入学共通テスト利用入学者選抜において、入学応援金給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

2 前条第1項第3号及び第4号に規定する奨学生が本学に入学した後は、本要綱に定める奨学生としては取り扱わない。

(奨学生の特典)

第3条 本学は、本学学生の勉学を奨励し、優秀な学生を育成するとともに、学費負担の軽減に資することを目的として、
奨学生に対して次の各号に規定する奨学金を給付する。

(1) 授業料100万円給費奨学生 年間100万円（半期毎に50万円）

(2) 授業料50万円給費奨学生 年間50万円（半期毎に25万円）

- (3) 入学金30万円給費奨学生 入学時30万円
 - (4) 入学応援金10万円給費奨学生 入学時10万円
- 2 前項第1号及び第2号の給付金は、前期・後期の授業料から給付金相当額を減額することにより給付に代える。また、前項第3号及び第4号の給付金は、入学金から給付金相当額を減額することにより給付に代える。
- 3 奨学生は、入学金、授業料及び代理徴収金を所定の期日までに納付しなければならない。
- (奨学生の期間)
- 第4条 奨学生とする期間は、入学後最大4年間とする。
- (手続き)
- 第5条 奨学生として入学しようとする者は、入学手続き書類の提出時に「給費奨学生誓約書」(別紙1)を提出する。
- 2 奨学生は、各学年末に次年度の「給費奨学生更新申請書」(別紙2)を提出する。
- (奨学生の取消)
- 第6条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合、学長は、前条の規定にかかわらず大学評議会の議を経て、奨学生の資格を取消すことができる。
- (1) 授業料100万円給費奨学生は、各学年末における在学期間を通しての学業成績の順位(以下「成績順位」という。)が、該当奨学生の入学時における該当学科入学者数の上位20%に満たない場合
 - (2) 授業料50万円給費奨学生は、成績順位が、該当奨学生の入学時における該当学科入学者数の上位25%に満たない場合
 - (3) 奨学生が学則第40条に該当し、奨学生として不適当と認められた場合
 - (4) 奨学生本人が辞退を申し出た場合
- 2 前項による奨学生の資格の取消期間は、次の通りとする。
- (1) 前項第1号又は第2号による場合は、次年度以降の期間
 - (2) 前項第3号及び第4号による場合は、理由が発生した日及びその日以降の期間
- 3 第1項第1号及び第2号の成績順位は、その母数を学年末での休学者を含む実人数とし、教務委員会の計算方法により、学年末に学生事務部学務課(以下「学務課」という。)が算出する。
- (奨学生の区分変更)
- 第7条 前条第1項第1号の規定にかかわらず、授業料100万円給費奨学生は、成績順位が、該当奨学生の入学時における該当学科入学者数の上位25%以内の場合は、学長は、大学評議会の議を経て、授業料50万円給費奨学生に区分変更することができる。
- (授業料の納付)
- 第8条 授業料100万円給費奨学生及び授業料50万円給費奨学生は、給付金相当額を減額した後の授業料を、所定の期日までに納付しなければならない。
- 2 奨学生は、前条の規定により、その資格を取り消された場合、次の各号による授業料を納付しなければならない。
- (1) 第6条第1項第1号又は第2号による場合は、次年度以降の授業料
 - (2) 第6条第1項第3号及び第4号による場合は、資格取消しの日が属する年度の当該学期及び次年度以降の授業料
- (学長賞及び優秀賞の取扱)
- 第9条 奨学生の学長賞及び優秀賞の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 奨学生を卒業時の学長賞の対象とすることができます。
 - (2) 奨学生を優秀賞の対象とすることができます。
- (飛び級により本学大学院に進学した場合の取扱)
- 第10条 次年度の奨学生更新を許可された奨学生が飛び級により本学大学院に進学した場合の取扱いは、静岡理工科大学大学院給費型奨学生要綱に定める。
- (文部科学省修学支援新制度との関係)

第11条 奨学生が、文部科学省が行う高等教育における修学支援新制度（以下「文科省修学支援制度」という。）の対象となった場合、文科省修学支援制度の対象となる入学会員料及び授業料は、この要綱に基づく給付金相当額を減額した後の金額を適用するものとする。

（事務）

第12条 奨学生に関する事務は、学務課が行う。

（要綱の改廃）

第13条 この要綱の改廃は、大学評議会及び経営委員会の議を経て行うものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条第1号の規定は、平成14年度スカラシップ特待生から適用し、平成13年度以前のスカラシップ特待生については、従前の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条、第7条および第9条の規定は、平成26年度スカラシップ特待生から適用し、平成25年度以前のスカラシップ特待生については、従前の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成27年度以前のスカラシップ特待生については、なお従前の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

XI. 静岡理工科大学卒業生及び在校生の兄弟姉妹・子に対する給費型奨学生要綱

平成 31 年 3 月 19 日 制定
令和 3 年 7 月 20 日 改正
令和 5 年 1 月 26 日 改正

(目的)

- 第1条 この要綱は、静岡理工科大学の学部または大学院（以下「本学」という。）に兄弟姉妹が現在在籍または卒業しており、新たに二人目以降の兄弟姉妹が本学に入学した場合における給費型奨学生（以下「兄弟姉妹奨学生」という。）に関する必要な事項を定める。
- 2 この要綱は、本学の卒業生本人の子が本学に入学した場合における給費型奨学生（以下「卒業生の子奨学生」という。）に関する必要な事項を定める。

(奨学生の区分)

- 第2条 この要綱に定める奨学生の区分は、次のとおりとする。

(1) 兄弟姉妹奨学生

本学に兄弟姉妹が二人以上入学することによる生計維持者の経済的な負担を軽減することを目的として、兄弟姉妹奨学生として入学後に所定の手続きを経た者に対して、入学後に 30 万円（大学院入学の場合は 15 万円）を給費する。

(2) 卒業生の子奨学生

本学の卒業生本人の子が本学に入学することを奨励し、さらに強固な信頼関係を醸成するとともに、本学の卒業生に対する経済的な負担を軽減することを目的として、卒業生の子奨学生として入学後に所定の手続きを経た者に対して、入学後に 30 万円（大学院入学の場合は 15 万円）を給費する。

(対象者)

- 第3条 兄弟姉妹奨学生は、兄弟姉妹が本学に在籍または卒業しており、新たに二人目以降の兄弟姉妹が入学して在籍している場合に申請することができる。
- 2 卒業生の子奨学生は、本学の卒業生本人の 1 親等の子が本学に入学して在籍している場合に申請することができる。
- 3 前二項において規定する卒業生が、死亡等により戸籍から抹消（除籍）された場合でも、当該要件を満たす証明があれば、本要綱を適用することができる。
- 4 本要綱に規定する奨学生は、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 申請時点において授業料及び代理徴収金が未納である者

(2) 科目等履修生、聴講生、研究生または委託研究生

(3) 学則第 40 条に該当し、本要綱に定める奨学生として不適当と認められた者

(4) 本要綱に定める奨学生として所定の期間内に申請を行わなかった者

(5) 次条に定める併給の制限に該当する者

(6) 学長が本要綱に規定する奨学生として認めない者

(手続き)

- 第4条 本要綱に定める奨学生として、奨学生の給費を受けようとする者は、入学年度の 5 月 1 日から 1 か月以内に「兄弟姉妹奨学生・卒業生の子奨学生給費奨学生申請書」に次の各号に規定する書類を付して学務課まで提出する。

(1) 戸籍謄本【戸籍全部事項証明書】

（兄弟姉妹奨学生：兄弟姉妹の関係が分かるものに限る）

(卒業生の子奨学金：卒業生との親子関係が分かるものに限る)

- (2) 振込先金融機関の通帳の写し
- 2 本条第1項の申請を受理した後、2か月以内に兄弟姉妹奨学金・卒業生の子奨学金の受給対象者を決定し、給付金を指定口座に送金する。
- 3 前条第4項の規定により、本要綱の奨学生として認められない場合は、申請者に対して通知する。

(併給の制限)

第5条 兄弟姉妹奨学金と卒業生の子奨学金の併給は認めない。

- 2 同一人物に対する兄弟姉妹奨学金または卒業生の子奨学金の受給は1回を限度とする。
- 3 1組の兄弟姉妹における兄弟姉妹奨学金は、当該兄弟姉妹のうち本学に入学した兄弟姉妹の人数から1を減じた数を受給できる回数の限度とする。

(事務)

第6条 本要綱の奨学生に関する事務は、学務課が行う。

(要綱の改廃)

第7条 この要綱の改廃は、大学評議会の議を経て行うものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項に定める申請期間については、平成31年度においては、同年度に在籍している者（留年している者は除く）に限り、入学年度に関わらず5月1日から1か月間申請を受け付けるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

<< 学籍簿記入上の注意 >>

- a. 「学籍簿」は本学の学生として一番の基本となる学生台帳です。個人情報の管理には細心の注意を払い厳重に保管しますので、**太枠欄の中の項目**について出来るだけ詳しく記入してください。
- b. 大学でこの学籍簿を参照する主な機会は、通学途中や大学内での怪我・急病等の連絡が最も多く、このような場合に生計維持者（父母等）に連絡を取る唯一の手掛かりとなります。その他、助言教員から学修状況についての連絡をさせていただきます。
- c. 個人情報保護の観点からやむをえず記入できない場合は、記入漏れと区別するため「記入しない」と記述してください。
- d. 記入にあたっては、**黒ボールペン**を用いて**楷書体で大きく丁寧**に記入してください。また、この用紙を**折り曲げない**ください。
- e. 記入を誤った場合は、修正液などを用いて丁寧に消し、書き直してください。
- f. 記入スペースが足りない場合は、欄外等に適宜ご記入ください。

【表面】

- ① 中央左上の写真欄には最近3ヶ月以内に撮影した**写真（上半身正面・無帽・眼鏡使用者は着用のこと）**を貼付してください。なお、**写真の裏面には学部学科学系名・氏名を必ず記入しておいてください。**
この写真は機械で読み取り、入学時に交付する「学生証」の顔写真に使用しますので、**高校制服での撮影は避け、店頭等にある写真ボックス（写真スタンド）で撮影したスピード写真は不鮮明な恐れがあるため、ご遠慮ください。**
- ② 「本籍地または国籍」は日本国籍の場合は**都道府県名のみ**を、外国籍の場合は**国名のみ**を記入してください。
- ③ 「生年月日」、「卒業年」は**西暦**で記入してください。

* 和暦と西暦の算出方法について

$$\begin{array}{ll} \text{昭和} \square\square \text{年} + 1925 = \text{西暦} \square\square\square\square \text{年} & \text{平成} \square\square \text{年} + 1988 = \text{西暦} \square\square\square\square \text{年} \\ \hline \text{令和} \square\square \text{年} + 2018 = \text{西暦} \square\square\square\square \text{年} & \end{array}$$

- ④ **私立高等学校卒業見込み者（または卒業者）**は、「学歴」の高校記入行の最も左の枠に「私立」、**高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定を含む）合格者**は、「大検立」と記入してください。
- ⑤ 「現住所」は、大学入学前にアパート等に転居する予定の方については、**現時点では記入する必要はありません。入学式翌日に記入していただきます。**

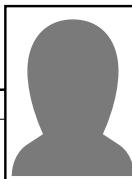
入学後のオリエンテーションで今回ご提出いただいた学籍簿を再度学生のみなさんに配布し、その場で現住所を記入していただきます。転居直後でも入学式翌日にはアパートの郵便番号や住所、アパート名、部屋番号を書くことができるよう
に準備しておいてください。

【裏面】

- ① 「学費負担者」が**「生計維持者」欄の記載名と同じ場合は**、□の中に レ点 を記入するのみで結構です。
※父母等、いわゆる「保護者」を指します。
(奨学金等で納付金の**全額**を学生本人が負担する場合のみ、学生本人名を記入してください)。
- ② 「病歴（健康上の注意事項）」には、大学生活の上で大学側が健康上把握しておいたほうが良い注意事項を記入してください。万が一、大学で具合が悪くなった時に適切な対応を行うため、個人情報の管理には細心の注意を払います。
- ③ 「入学前の奨学金」欄には、大学入学前に給付もしくは貸与を受けていた奨学金がある場合に記入してください。
大学入学後に受ける予定の奨学金は対象外であるため、記入不要です。

学籍簿の記入例

(表面)

静岡理工科大学 学籍簿			学部生 学科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 機械・航空・ロボット工学系 <input type="checkbox"/> 建築学系 <input type="checkbox"/> 電気電子工学系 <input type="checkbox"/> 都市デザイン学系 <input type="checkbox"/> 物質生命科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 情報学科		大学院 理工学研究科 <input type="checkbox"/> システム工学専攻 <input type="checkbox"/> 材料科学専攻		学籍番号
<small>[記入方法] 表裏とも太枠内の記入。黒ボールペン使用。</small>							
ふりがな ふくろい じろう		氏名 袋井 次郎		性別 <input checked="" type="radio"/> 男		生年月日(西暦) 2007年 12月 24日生	
高等学校 静岡県立		袋井北陵 高校		本籍地または国籍※ 静岡県		<small>※日本国籍の学生は本籍地(都道府県)、外国籍の学生は国名を記入</small>	
専門学校		専門学校		在留資格 <input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通学制 <input type="checkbox"/> 部活		受験番号 1 3 0 4 6 4	
大学		大学 学部		科 普通		年月卒業 2026年 3月卒業	
現住所		年月日		電話 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外		入学 <small>編入学・再入学</small> 年月日	
変更履歴の記録		年月日		電話 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外		<small>休学記録</small> 年月日～年月日付 年月日～年月日付 年月日～年月日付 年月日～年月日付	
携帯メールアドレス		年月日		電話 <input type="checkbox"/> 携帯		卒業・修了日 <small>証書番号</small> 年月日	
携帯電話番号およびメールアドレスの変更記録		年月日		1. <input type="checkbox"/> 3. <input type="checkbox"/> 2. <input type="checkbox"/> 4. <input type="checkbox"/>		退学・除籍日 <small>(理由)</small> 年月日	
賞罰・資格・課外活動等		年月日		年月日		転科・転専攻日 <small>(転出先)</small> 年月日	
高校時代硬式野球部に所属 実用英語技能検定2級 趣味:読書、YouTube							

※裏面にも記入をお願いします。

学籍簿にご記入いただいた個人情報は、本学のプライバシーポリシー <https://www.sist.ac.jp/site-information/pri/> に則り、教育活動を行うために必要な範囲で収集・利用いたします。

(裏面)

生計維持者 	ふりがな ふくろい じろう		氏名 袋井 一男		続柄	父 会社員	<small>連絡順位</small> <small>緊急連絡先電話番号</small> <small>(例:母携帯、父携帯、父職場、自宅等)</small>		
	生年月日(西暦) 1970年 10月 10日生				職業	0538-12-3456 (自宅)			
	現住所 静岡県袋井市豊沢2200番地2号		年月日		年月日	090-1234-5678 (母親携帯電話)			
学費負担者 <small>生計維持者・学費負担者の記録</small>	生計維持者に同じ <small>*生計維持者欄と全項目が同じ場合は、左の□に点を記入するだけで結構です。</small>		氏名・生年月日(西暦)	続柄	職業	現住所 <small>*学費納付書送付先</small>		電話番号	
	年月日		年月日	年月日	年月日	()		-	
	変更項目 <small>(生計維持者・学費負担者)</small>		氏名・生年月日(西暦)	続柄	職業	現住所		電話番号	
	届出日 年月日		年月日	年月日	年月日	年月日		()	
	変更項目 <small>(生計維持者・学費負担者)</small>		氏名・生年月日(西暦)	続柄	職業	現住所		電話番号	
届出日 年月日		年月日	年月日	年月日	年月日		()		
家族状況	氏名 袋井 一男		生年月日(西暦) 1970年 10月 10日	続柄 父	職業 会社員	勤務先名称または在校名・学年 (株)袋井電気設備 TEL(0538)45-1111		身長 178.5 cm	体重 70.5 kg
	袋井 弘代		生年月日(西暦) 1972年 6月 18日	続柄 母	職業 会社員	勤務先名称または在校名・学年 (株)モロイ TEL(0538)47-5533		入学前の奨学金 あしなが育英会(月額 5万円)	
	袋井 美帆		生年月日(西暦) 2009年 4月 2日	続柄 妹	職業 中学生	勤務先名称または在校名・学年 袋井市立中央中学校3年		<small>※大学入学前に給付もしくは貸与を受けていた奨学金がある場合に記入してください。</small>	
	袋井 大吉		生年月日(西暦) 1950年 2月 14日	続柄 祖父	職業 無職	勤務先名称または在校名・学年		<small>大学入学後に受ける予定の奨学金は対象外です。</small>	
	年月日		年月日	年月日	年月日	年月日		年月日	
	年月日		年月日	年月日	年月日	年月日		年月日	
家族状況は差し支えない範囲でご記入下さい。									

学籍簿にご記入いただいた個人情報は、本学のプライバシーポリシー <https://www.sist.ac.jp/site-information/pri/> に則り、教育活動を行うために必要な範囲で収集・利用いたします。



静岡理工科大学

〒437-8555 静岡県袋井市豊沢 2200-2

TEL.0538-45-0118 入試本部

TEL.0538-45-0114 学務課

FAX.0538-45-0110